

鴨川公園 葵地区・小枝橋公園 嵐山・嵐山東公園 公園区域内車両乗り入れについて

<承認申請書の記入について>

- 記入の際は、太めの字で大きくはっきりと書いてください。
- 車両ナンバーは1文字でも抜けている、あるいは間違えていると違反車両となりますので、事前によく御確認の上、記入してください。(例 正：京都400 → 誤：京400)
- 乗入期間は申請日当日から、あるいはそれ以降からとなります。
- 乗入場所及び理由は必ず明記してください。

<乗り入れについて>

- 道具・荷物等の搬入・搬出以外（通勤・現場見回り等）での乗り入れは一切認めておりません。
- 公園内をガレージとして使用される（長時間車両を止め置く）ことは禁止しております。
- 工事用車両や重機等を長時間固定・駐車して使用される場合は、別途、占用（都市公園法第6条）許可が必要となります。詳細につきましては、当事務所の占用担当者にお尋ねください。なお、占用許可につきましては、申請していただいてから許可が下りるまでに1週間～10日程度掛かりますので、早めに申請してください。
- バイク（電動キックボードを含む。）の乗り入れは一切禁止しております。
- 公園施設（芝、縁石、通路、ゲート等）、その他の工作物を損傷したときは、速やかに届け出を行うこと。この場合において原状回復等に要する費用は使用者の負担となります。
- 当事務所の職員が巡視しております。万一、指導に従っていただけない場合は法令違反として過料が科せられる場合があります。

<返却について>

- 鍵は行為終了後、速やかに返却してください。また、返却していただけない場合は、次回以降、乗入承認書の発行ができかねますので、御了承ください。
- 承認書も鍵と同様に、行為終了後、必ず原本を返却してください。万一、紛失・処分をされた場合は顛末書を提出していただきます。
- その他、ご不明な点がございましたら、当事務所施設保全・用地課（075-701-0102）までお問合せください。

※鴨川公園 葵地区について

- 事前に入入口、通路、駐車位置等を確認し、乗り入れが可能であることを確認してください。
- 出入りに当たっては、入り口に誘導員を配置するなど、安全を確保してください。
- 通路は歩行者用として設計されているので、自動車の自重による損傷（特にハンドルの据え切り）及び縁石の破損に注意してください。

注 意 事 項

- 承認書申請者から運転手に注意事項の説明をしてください。
- 車両の出入りの都度、必ずゲート及びチェーンの施錠をしてください。
- 乗り入れ車両には、必ず承認書を車内のフロントガラスに掲示してください。
- 車両の駐車や据付けはしないでください。資材等の搬入が終わり次第、車両を公園内の敷地から出してください。
- 鍵及び承認書は、他者に譲渡又は貸与してはいけません。偽造は犯罪となります。絶対にコピーをしないでください。
- 作業を終わられたら、速やかに鍵と承認書を返却してください。万一、鍵を紛失したときや、損傷されたときは、実費弁償していただきます。
- 承認自動車以外を乗り入れた場合、1万円以下の過料が科せられることがあります。

施設保全・ 用地課長	第一係長	第二係長	係 員	担 当

嵐山・嵐山東公園 公園区域内自動車一時乗入承認申請書

申請年月日 令和 年 月 日

申 請 者 (連絡先)	住所	
	氏名	
	電話	
期 間		令和 年 月 日 令和 年 月 日
場 所		
理 由		

No. _____

※工事で自動車を乗り入れる場合は施主及び工事施工者も記入ください。

工事施工者 (申請者と異なる 場合のみ記入)	住所	
	氏名	
	電話	

鍵番号	鍵・承認書 受領年月日	受領印	鍵・承認書 返却年月日	返却印
	令和 . .		令和 . .	

嵐山・嵐山東公園 公園区域内自動車一時乗入承認書

番 号	(注)この欄は記入しないでください	承認印
車 種		
登 録 番 号	(注) 登録番号は <u>正確に記入</u> のこと	
期 間	令和 年 月 日 令和 年 月 日	
乗り入れ場所		
乗り入れ目的		
申 請 者		

～ 注 意 事 項 ～

次の内容を理解したことを確認し、□にチェック（レ点）のうえ、署名願います。

申請者から注意事項の説明を受けてください。

この承認書は駐車や据付けを認めるものではありません。

自動車の出入りの都度、必ずゲート及びチェーンの施錠をしてください。

乗り入れ自動車には、必ず承認書をフロントガラス付近に掲示してください。

資材搬入等が終了次第、自動車を公園外に出してください。

鍵及び承認書は、他者に譲渡又は貸与してはいけません。偽造は犯罪となります。

作業を終わられたら、速やかに鍵及び承認書を返却してください。

鍵を紛失したときや、損傷されたときは、実費弁償していただきます。

承認自動車以外を乗り入れた場合、1万円以下の過料が科せられることがあります。

令和 年 月 日

運転者（署名）